

## 勧告事項及び講じた措置の内容

福島区役所

### (1) 返還を要するもの

ア【勧告事項】通常業務の命令簿に記載された日及び時間と選挙事務の命令簿に記載された日及び時間とが、また、異なる選挙事務の命令簿に記載された日及び時間とが重複し、それぞれ二重支給があったと認められるもの 29 件 207 時間に係る超過勤務手当

【措置内容】通常業務と選挙事務の重複分（9 件・25 時間）並びに異なる選挙事務の重複分（20 件・182 時間）の、それぞれ二重支給のあった 29 件・207 時間については、超過勤務の認定取消を行いました。

イ【勧告事項】勤務時間の終了時刻より早い超過勤務開始時刻が命令簿に記載されたもので過剰支給となっている 2 件 2 時間に係る超過勤務手当

【措置内容】所定の勤務時間との整合がとれなかったもの 2 件・2 時間については、超過勤務の認定取消を行いました。

以上の結果、合計 31 件 209 時間に相当する 518,920 円については、平成 17 年 2 月 18 日に当該職員から返還を受け、同日収納いたしました。

### (2) 判別の上、有効性が認められない場合に返還を要するもの

ア【勧告事項】月 1、2 回程度、基本的に全員が同一回・同時間の命令簿の記載があるもののうち、記載された退庁時間との整合性が確保できないもの

【措置内容】本指摘分については、本人の説明や疎明資料（宿日直日誌等）に基づいて精査し、上司の書面による証言を得た結果、支給された超過勤務手当のうち、超過勤務の命令及び認定の有効性が認められたものは、1,767 時間分ありましたが、478 件 968 時間については十分な疎明が出来ないことから、超過勤務の認定取消を行いました。

イ【勧告事項】月 1、2 回程度、基本的に全員が同一回・同時間の命令簿の記載があるもののうち、一斉に記載された日に記載のない者が、前後の日にその者だけに同時間の記載があるもの

【措置内容】本指摘分については、本人の説明や疎明資料（宿日直日誌等）に基づいて精査し、上司の書面による証言を得た結果、支給された超過勤務手当のうち、超過勤務の命令及び認定の有効性が認められたものは、61 時間分ありましたが、33 件 69 時間については、十分な疎明が出来ないことから、超過勤務の認定取消を行いました。

ウ【勧告事項】係全員が命令簿に記載のない月の翌月頃に、月当たり割り当てられた時間数に見合う時間数が加えられたと見られ、ほぼ係全員の命令簿

に記載されているもの

【措置内容】本指摘分については、本人の説明や疎明資料（宿日直日誌等）に基づいて精査し、上司の書面による証言を得た結果、支給された超過勤務手当のうち、超過勤務の命令及び認定の有効性が認められたものは、11 時間分ありましたが、12 件 13 時間については十分な疎明が出来ないことから、超過勤務の認定取消を行いました。

エ【勧告事項】休暇等の日に命令簿の記載があるもの及び育児時間を付与された者が月数回以上の命令簿の記載がある場合に他の職員とほぼ同様の件数及び時間数があるもの

【措置内容】本指摘分について、本人説明や疎明資料（宿日直日誌等）に基づいて精査し、上司の書面による証言を得た結果、支給された超過勤務手当のうち、超過勤務の命令及び認定の有効性が認められましたものは、80 時間分ありましたが、24 件 49 時間については十分な疎明が出来ないことから超過勤務の認定取消を行いました。

オ【勧告事項】1 月から 3 月の命令簿の記載時間に顕著な増加が見られ、記載された退庁時間との整合性が確保できないもの

（平成 13 年度及び 14 年度の 3 月の休日に記載のあるものを含む。）

【措置内容】本指摘分について、本人の説明や疎明資料（宿日直日誌等）に基づいて精査し、上司の書面による証言を得た結果、支給された超過勤務手当のうち、超過勤務の命令及び認定の有効性が認められたものは、1,855 時間分ありましたが、924 件 2,284 時間については十分な疎明が出来ないことから超過勤務の認定取消を行いました。

また、平成 13 年度及び 14 年度の 3 月の休日出勤分について、本人の説明や疎明資料に基づいて精査し、上司の書面による証言を得た結果、支給された超過勤務手当のうち、超過勤務の命令及び認定の有効性が認められたものは、369 時間分ありましたが、42 件 321 時間については、十分な疎明が出来ないことから超過勤務の認定取消を行いました。

カ【勧告事項】税務課において、月間事業計画表に記載された超過勤務予定日と一致しないもの及び業務外行事の出席者名簿に挙がっている者がその日に命令簿の記載があるもの

【措置内容】本指摘分について、本人の説明や疎明資料（宿日直日誌等）に基づいて精査し、上司の書面による証言を得た結果、支給された超過勤務手当のうち、超過勤務の命令及び認定の有効性が認められたものは、102 時間分ありましたが、4 件 8 時間については、十分な疎明が出来ないことから超過勤務の認定取消を行いました。

以上の結果、合計 1,517 件 3,712 時間に相当する 9,719,680 円については、

平成 17 年 3 月 18 日に当該職員から返還を受け、同日収納いたしました。

## 措置状況報告書返還内訳表

(福島区役所)

	2月18日返還済分			3月18日返還済分			計		
	件数	時間 数	金 額	件数	時間 数	金 額	件数	時間 数	金 額
総 務 課	2	8	20,456	200	528	838,395	202	536	858,851
区民企画室				251	545	1,441,077	251	545	1,441,077
住民情報課	23	189	461,361	260	633	1,814,933	283	822	2,276,294
保険年金課	3	8	26,253	160	554	1,489,843	163	562	1,516,096
税 務 課	3	4	10,850	325	741	2,117,883	328	745	2,128,733
支援運営課				74	142	431,603	74	142	431,603
地域保健福祉課				247	569	1,585,946	247	569	1,585,946
計	31	209	518,920	1,517	3,712	9,719,680	1,548	3,921	10,238,600

## 阿倍野区役所

### (1) 返還を要するもの

ア【**勧告事項**】日々の短時間の超過勤務を、常態化していたとしてまとめて記載していた分、8,539時間（平成13年4月から16年10月までの分）に係る超過勤務手当

【**措置内容**】日々の短時間の超過勤務を、常態化していたとしてまとめて記載していた4,228件 8,539時間（平成16年度 1,191時間 15年度 2,273時間 14年度 2,335時間 13年度 2,740時間）については、超過勤務の認定取り消しを行いました。

イ【**勧告事項**】通常業務の命令簿に記載された日時と選挙事務の命令簿に記載された日時とが重複し、二重支給があったと認められるもの1件2時間に係る超過勤務手当

【**措置内容**】通常業務と選挙事務の重複分1件2時間については、超過勤務の認定取り消しを行いました。

ウ【**勧告事項**】勤務時間の終了時刻より早い超過勤務開始時刻が命令簿に記載されたもので過剰支給となっている2件2時間に係る超過勤務手当

【**措置内容**】所定の勤務時間との整合がとれなかったもの2件2時間については、超過勤務の認定取り消しを行いました。

以上の結果、合計4,231件8,543時間に相当する26,078,500円については、平成17年2月18日に当該職員から返還を受け、同日収納しました。

### (2) 判別の上、有効性が認められない場合に返還を要するもの

ア【**勧告事項**】住民情報課及び税務課において、日々の短時間の超過勤務をまとめて命令簿に記載していたもの以外のもの

【**措置内容**】本指摘分について、本人の説明や疎明資料（最終退庁簿等）に基づいて精査し、上司等の書面による証言を得た結果、支給された超過勤務手当のうち、超過勤務の命令及び認定の有効性が認められたものは、1850時間分ありましたが、214件460時間については十分な疎明ができないことから超過勤務の認定取り消しを行いました。

イ【**勧告事項**】月1、2回程度、基本的に全員が同一回・同時間の命令簿の記載があるもののうち、記載された退庁時間との整合性が確保できないもの

【**措置内容**】本指摘分について、本人の説明や疎明資料（最終退庁簿等）に基づいて精査し、上司等の書面による証言を得た結果、支給された超過勤務手当のうち、超過勤務の命令及び認定の有効性が認められたものは、147時間分ありましたが、108件135時間については十分な疎明ができないことから超過勤務の認定取り消しを行いました。

ウ【**勧告事項**】月 1、2 回程度、基本的に全員が同一回・同時間の命令簿の記載があるもののうち、一斉に記載された日に記載のない者が、前後の日にその者だけに同時間の記載があるもの

【**措置内容**】本指摘分について、本人の説明や疎明資料（最終退庁簿等）に基づいて精査し、上司等の書面による証言を得た結果、支給された超過勤務手当のうち、超過勤務の命令及び認定の有効性が認められたものは、56 時間分ありましたが、1 件 2 時間については十分な疎明ができないことから超過勤務の認定取り消しを行いました。

エ【**勧告事項**】係全員が命令簿に記載のない月の翌月頃に、月当たり割り当てられた時間数に見合う時間数が加えられたと見られ、ほぼ係全員の命令簿に記載されているもの

【**措置内容**】本指摘分について、本人の説明や疎明資料（最終退庁簿等）に基づいて精査し、上司等の書面による証言を得た結果、支給された超過勤務手当のうち、超過勤務の命令及び認定の有効性が認められたものは、56 時間分ありましたが、7 件 11 時間については十分な疎明ができないことから超過勤務の認定取り消しを行いました。

オ【**勧告事項**】休暇等の日に命令簿の記載があるもの及び育児時間を付与された者が月数回以上の命令簿の記載がある場合に他の職員とほぼ同様の件数及び時間数があるもの

【**措置内容**】本指摘分について、本人の説明や疎明資料（最終退庁簿等）に基づいて精査し、上司等の書面による証言を得た結果、支給された超過勤務手当のうち、超過勤務の命令及び認定の有効性が認められたものは、122 時間分ありましたが、30 件 73 時間については十分な疎明ができないことから超過勤務の認定取り消しを行いました。

カ【**勧告事項**】1 月から 3 月の命令簿の記載時間に顕著な増加が見られ、記載された退庁時間との整合性が確保できないもの

【**措置内容**】本指摘分について、本人の説明や疎明資料（最終退庁簿等）に基づいて精査し、上司等の書面による証言を得た結果、支給された超過勤務手当のうち、超過勤務の命令及び認定の有効性が認められたものは、540 時間分ありましたが、85 件 140 時間については十分な疎明ができないことから超過勤務の認定取り消しを行いました。

キ【**勧告事項**】税務課、支援運営課及び地域保健福祉課において、業務外行事の出席者名簿に挙がっている者がその日に命令簿の記載があるもの

【**措置内容**】本指摘分について、本人の説明や疎明資料（最終退庁簿等）に基づいて精査し、上司等の書面による証言を得た結果、支給された超過勤務手当のうち、超過勤務の命令及び認定の有効性が認められたものは、37

時間分ありましたが、7件17時間については十分な疎明ができないことから超過勤務の認定取り消しを行いました。

ク【**勧告事項**】総務課及び保険年金課において、1月から3月の休日に命令簿記載のあるもの（平成13年度及び14年度の3月の休日に記載のあるものを含む。）

【**措置内容**】本指摘分について、本人の説明や疎明資料に基づいて精査し、上司等の書面による証言を得た結果、支給された超過勤務手当のうち、超過勤務の命令及び認定の有効性が認められたものは、397時間分ありましたが、2件11時間については十分な疎明ができないことから超過勤務の認定取り消しを行いました。

また、平成13年度及び14年度の3月の休日出勤分について、本人の説明や疎明資料に基づいて精査し、上司等の書面による証言を得た結果、支給された超過勤務手当のうち、超過勤務の命令及び認定の有効性が認められたものは、605時間分ありましたが、29件198時間については十分な疎明ができないことから超過勤務の認定取り消しを行いました。

ケ【**勧告事項**】総務課以外の職員が庶務事務として年度末に命令簿の記載があるもの（平成13年度及び14年度を含む。）

【**措置内容**】本指摘分について、本人の説明や疎明資料（最終退庁簿等）に基づいて精査し、上司等の書面による証言を得た結果、支給された超過勤務手当のうち、超過勤務の命令及び認定の有効性が認められたものは、43時間分ありましたが、212件784時間は、数か月前に行った超過勤務を年度末に記載したものであることから、超過勤務の認定取り消しを行いました。なお、特別の事情として相当の合理性が認められないことから追認できませんでした。

また、平成13年度及び14年度について、本人の説明や疎明資料に基づいて精査し、上司等の書面による証言を得た結果、支給された超過勤務手当の命令及び認定の有効性が認められたものがなかったことから、329件973時間について、超過勤務の認定取り消しを行いました。なお、特別の事情として相当の合理性が認められないことから追認できませんでした。

以上の結果、合計1024件2804時間に相当する8,431,345円については、平成17年3月18日に当該職員から返還を受け、同日収納いたしました。

# 措置状況報告書返還内訳表

(阿倍野区役所)

	2月18日返還済分			3月18日返還済分			計		
	件数	時間数	金額	件数	時間数	金額	件数	時間数	金額
総務課	0	0	0	574	1,981	6,053,272	574	1,981	6,053,272
区民企画室	3	4	14,495	15	26	90,846	18	30	105,341
住民情報課	565	1,382	3,186,451	104	229	628,844	669	1,611	3,815,295
保険年金課	0	0	0	8	13	26,870	8	13	26,870
税務課	3,663	7,157	22,877,554	124	264	753,105	3,787	7,421	23,630,659
支援運営課	0	0	0	41	72	236,644	41	72	236,644
地域保健福祉課	0	0	0	158	219	641,764	158	219	641,764
計	4,231	8,543	26,078,500	1,024	2,804	8,431,345	5,255	11,347	34,509,845